

# 地域のみなんで支えあいます

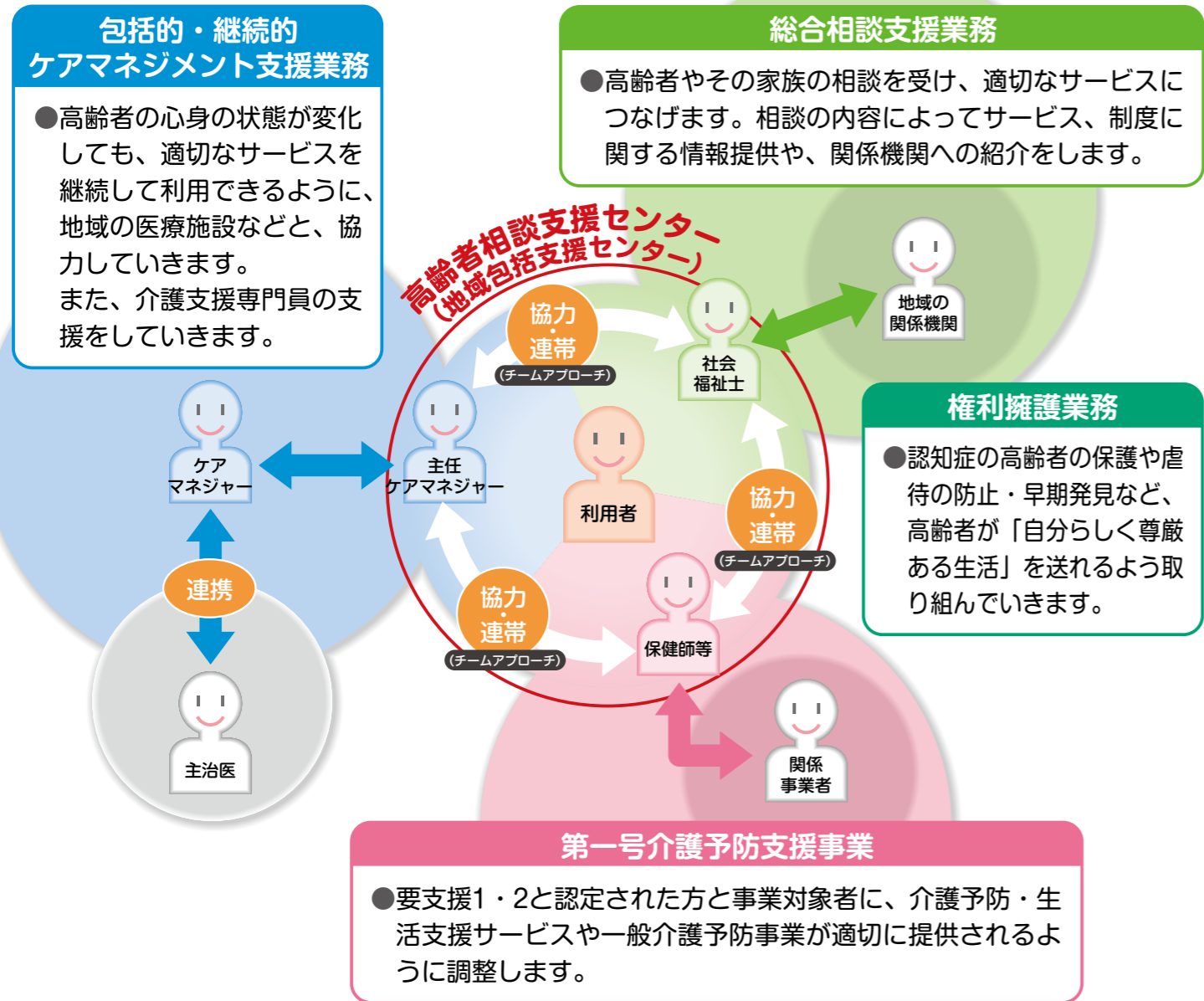
地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関として、**高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）が設置されています。**

## いつでも、そしていつまでも安心して生活するための拠点に

高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。

いつまでも「自分らしい生活」を送れるように主任ケアマネジャーや社会福祉士・保健師等が協力しあい、適切なサービスを提供します。

相談を幅広く受け付け、必要に応じて、行政機関、医療機関、民生委員、介護相談員、各種ボランティアなどに協力を要請し、高齢者一人ひとりにあった支援を行っていきます。



知多北部広域連合管内の高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）の位置と担当地区を、色別に分けて掲載しました。連絡先などの詳細は一覧表をご参照ください。



**【東海市】**

名称	所在地	電話番号	担当区域
①東海市 高齢者相談支援センター (東海包括支援センター)	東海市荒尾町西廻間2番地の1 東海市しあわせ村 健康ふれあい交流館内	052-689-1606	東海市全域
②東海市 高齢者相談支援センター (東海包括支援センター分室)	東海市加木屋町南鹿持27番地の1 東海市立加木屋 デイサービスセンター内	0562-31-3312	



# 高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）



地域の高齢者の  
さまざまな相談におこたえ  
します。お気軽にお問い合わせ  
ください。

健やかで安定した暮らしを  
地域で支える拠点です。



## 【大府市】

名称	所在地	電話番号	担当区域
①大府市 高齢者相談支援センター (大府包括支援センター)	大府市江端町六丁目13番地の1 大府市ふれ愛サポートセンター内	0562-45-5455	共和西・共長・ 吉田・石ヶ瀬
②大府市 高齢者相談支援センター (大府包括支援センター東分室)	大府市東新町一丁目219番地 大府市社会福祉協議会内	0562-48-1051	大府・大東・神田 北山・東山

## 【知多市】

名称	所在地	電話番号	担当区域
知多市 高齢者相談支援センター (知多包括支援センター)	知多市新知字永井2番地の1	0562-54-1211	知多市全域

## 【東浦町】

名称	所在地	電話番号	担当区域
東浦町 高齢者相談支援センター (東浦包括支援センター)	東浦町大字石浜字岐路28番地の2 東浦町勤労福祉会館2階	0562-82-2941	東浦町全域

# 安心を支えあう介護保険 3市1町がいっしょに行っています

## 要介護認定等の申請窓口

### 東海市の方は—

東海市高齢者支援課（東海市しあわせ村内）  
TEL. 052-689-1600

東海市福祉・介護保険関係（窓口）（東海市役所内）  
TEL. 052-603-2211  
TEL. 0562-33-1111

### 大府市の方は—

大府市高齢障がい支援課（大府市役所内）  
TEL. 0562-45-6289（直通）

### 知多市の方は—

知多市長寿課（知多市役所内）  
TEL. 0562-36-2652（直通）

### 東浦町の方は—

東浦町ふくし課（東浦町役場内）  
TEL. 0562-83-3111

## 知多北部広域連合 事業課

（〒476-0003 東海市荒尾町西廻間2番地の1 東海市しあわせ村内）

- |             |       |                   |
|-------------|-------|-------------------|
| ●保険料に関すること  | 資格管理係 | TEL. 052-689-2261 |
| ●認定に関すること   | 認定係   | TEL. 052-689-2262 |
| ●保険給付に関すること | 給付係   | TEL. 052-689-2263 |

共通 FAX. 052-689-2265

E-mail [rengo@chitahokubu.or.jp](mailto:rengo@chitahokubu.or.jp)

ホームページ <https://www.chitahokubu.or.jp>

## サービスに苦情や不満があるときは？

介護（介護予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者  
に相談しづらいときは、下のような相談先もあります。

### ■「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

### ■「市町の介護保険担当窓口」または「知多北部広域連合」に相談

相談や苦情の内容をもとに、事業者を調査して指導・助言を行います。

### ■「国保連」に相談

市町等での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されてい  
る国保連（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。

TEL.052-971-4165